

第5章 インドネシア経済改革 金融部門の再構築

著者	武田 美紀
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	アジ研トピックリポート[緊急レポート]
シリーズ番号	37
雑誌名	インドネシア・ワヒド新政権の誕生と課題
ページ	73-92
発行年	1999
出版者	日本貿易振興会アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00009488

第5章 インドネシア経済改革 金融部門の再構築

はじめに

インドネシアでは、民主的な手続きを通じて第四代大統領にアブドゥルラフマン・ワヒドが、副大統領にメガワティ・スカルノプトリが選出され、新内閣が10月26日に組閣された。アジア経済危機に見舞われた国の中で、最も経済回復の出遅れたインドネシアにとって、ようやく回復への展望が開けた。

インドネシア経済を復興させるための政策は、海外からの援助とIMFのコンディショナリティーに基づいた経済政策であり、旧ハビビ政権時の課題と基本的には変わらない。しかし、新政府は過去のスハルト政権及びそれに続くハビビ政権下での、不正蓄財などのKKK（癒着・汚職・身内びいき）と評される体質と決別し、「透明性」に重点を置いた政策を採る姿勢を明らかにしている。それは新内閣発足と同時に、バリ銀行疑惑で問題となっていた会計監査の結果についての詳細な報告書（Long Form）の開示を国会が決定したことや、スハルトの不正蓄財について追及する事を検事総長が表明したことに見て取ることができる。新政権の発足に対しての為替や株式市場の反応は、概ね好意的ではあるが、新政府への政策能力に対して慎重に見極める姿勢である。

クウィック・キアン・ギー新経済調整相は、新政府の経済政策は基本的に「IMF第一である」と述べている。しかし、期待された経済政策の発表は延期された。その理由は、IMFの援助再開を受けてから経済の状況を判断したい、というものであり、このいきさつが経済政策の策定の難しさを示しているといえる。金融部門が抱える問題も例外ではない。本章では、ワヒド新政権が経済改革の中で優先的に取り組むべき金融部門の再構築の問題を取り上げる。

第1節 問題の発生

1997年のタイに始まるアジア通貨危機によって、インドネシアは1978年以来採用していたドル中心のクローリング・ペッグ制から変動相場制への変更を余儀なくされた。ルピアの対ドルレートは1ドル2,300ルピアから一時16,000ルピアまで下落した。この通貨価値の急落が対外債務の膨張という形でインドネシア経済を直撃し、銀行危機に拡大した。

1998年11月時点のインドネシアの対外債務残高は1,389億ドルであり、そのうち公的債務は611億ドル、銀行債務は111億ドル、民間企業債務が667億ドルである（世界銀行による数字）。667億ドルの民間企業債務は、通貨危機以前の1996年の為替レートでは156兆ルピア（1ドル=2,300ルピア）であったものが、1998年には534兆ルピア（1ドル=8,000ルピア）と3倍以上に跳ね上がった。

また、通貨価値の下落は国内債務にも影響を及ぼした。ルピアの下落によって輸入品価格が急騰し、原材料や中間財を輸入する企業の費用が増大した。企業は輸入財価格の上昇

を製品価格に転嫁したものの吸収できず、経営状態が急速に悪化していった。さらに、ルピア価値防衛のために引き上げられた高い金利は利払い増加という形で企業経営を圧迫した。企業からの利払いが遅れることが銀行の不良債権比率（不良債券総貸出資金）の増加、銀行経営の悪化へとつながり、信用収縮が生じるという悪循環が生じた。

為替の急落によってマクロ経済が悪化していく中で、大きな問題となったのが貿易金融であった。一般に通貨価値が下落すると輸出は伸びる一方、輸入が減少するため貿易収支は改善すると考えられる。しかし、インドネシアでは輸出は減少し、それ以上に輸入が落ちこんだことによって貿易収支が改善するというインドネシア経済にとっては好ましくない形の改善であった。為替安の恩恵を直接受けられる一次産品よりも、中間財を輸入しなければならない製造業へのダメージが大きく輸出額の減少が生じている（詳しくは第6章参照）。

原材料を外国から輸入する際に必要となるのが、信用状（Letter of Credit : L/C）である。急速に体力の衰えたインドネシア地場銀行の発行する L/C が、外国銀行から受け取りを拒否されたり、経営環境の悪化で信用力を失った企業の L/C を地場銀行が拒否するなどの事態が生じた。こうした問題が企業業績を一層悪化させ、民間債務が不良化する結果となった。

一方、銀行危機は1997年11月に、IMFのコンデショナリティーに沿って、16の銀行を閉鎖したことから始まる。預金者保護などのセーフティーネットが十分に準備されていない段階での銀行閉鎖は広範な取り付け騒ぎを引き起こし、預金者に大きな衝撃を与えた。表1-1から銀行の自己資本比率が急速に悪化していることがわかる。1998年3月にはプラスを保っていた自己資本比率は1年間でマイナスに落ち込んでいる。これは、対外債務の膨張と、企業業績の悪化が不良債権の急増へとつながったためである。また、預金獲得のために引き上げた預金金利と貸し出し金利が逆転し（ネガティブ・スプレッド）、銀行の収益性を損なう形となった（図1）。

不良債権問題の発生や銀行危機の原因の一つに、金融システムに内在する脆弱性の問題がある。すなわち借り手側の原因のほかに、貸し手側の原因によって、不良債権が増大したという点である。銀行が十分な信用審査を経ずに不良債権化しがちな分野へ大量の融資を行ったり、貸出しが特定の融資先に偏っていたりしたことによるものである。さらに、そうした不適切な銀行行動を監視する役割の中央銀行が十分に機能していなかったことが、不良債権の増加と銀行経営の不健全化を助長させたと思われる。インドネシアでは、一企業グループへの貸出し規制や、一顧客当りの貸出し規制は、各々総貸出額の20%までと決められていたが、実際は70~90%を企業グループ内貸出しに向けていたなど、銀行行動に対する規制が形骸化していた。

このようなインドネシアの金融部門が抱えている問題を民間企業債務の処理と銀行部門の再編とに大別し、その現状を以下でみることにする。

<表1 - 1 自己資本比率（自己資本 / 総資産）> 参照

<図1 ネガティブ・スプレッドの推移> 参照

第2節 インドネシアの債務問題

1 民間企業債務問題の現状

民間企業債務は、外国金融機関からのドル建ての借入（対外民間企業債務）と国内金融機関からのドル建ておよびルピア建ての借入（国内民間企業債務）とからなる。

（1）対外民間企業債務

670億ドルの対外民間債務がインドネシア経済に与える影響の大きさは、国内金融が経済に占める大きさと比較することでわかる。1998年末の全商業銀行の融資残高は、540.3兆ルピアで、同年のGDP943兆ルピアの57%である。もうひとつの資金調達の場合である、株式市場の1996年の株式時価総額は、215兆ルピアで（注）1、1996年GDP532.6兆ルピアの40%となっている。この数値は、融資残高や株式時価総額がGDP比100%以上のタイや、株式市場がGDPの3倍の規模に達したマレーシアなどに比べ、実物部門に対する国内金融部門の規模が比較的小さいことを意味する。1998年のインドネシアの対外民間債務・GDP比は52%で、国内金融の規模と比較しても対外債務の割合が大きく、インドネシア経済の発展には、外国からの資金が大きな役割を果たしていたことがわかる。

（2）国内民間債務

インドネシアの商業銀行部門全体の不良債権比率（不良債権 / 総貸出資産）は59%で、民間商業銀行（外為）は77%と、他の国と比較しても非常に悪い数値となっている（表12）。1998年末の全商業銀行貸出残高540兆ルピアの59%にあたる319兆ルピアが、債務返済の滞った国内民間企業債務となる。しかし一般には400兆ルピア以上といわれており、この突出した数値は、インドネシア金融部門の脆弱性によるものだといわれる。表2は全商業銀行の産業別貸出残高であるが、1994年以降サービス業への貸出が急速に伸びている。これには、不動産部門等への融資などが含まれ、貸出資産の不良化の大きな原因となったと考えられる。しかし、仮にサービス業への貸付が全て不良債権化したと仮定しても、1997年の同産業への貸出比率は30%であり、77%の不良債権比率には及ばない。インドネシアのこの巨額な不良債権は、29.5%を占める製造業を中心とした生産部門への貸出が、ルピア安等による企業業績の悪化に伴って急速に劣化していった結果と思われる。

また、政府はIMFのコンデショナリティーの重点事項である銀行健全化プログラムの一環として、1998年2月に不良債権の分類を改めた。利払いが1日以上遅れたものについてもスペシャル・メンションとして正常債権とは区別し、引当金を必要とする厳格な基準を採用している（表3）。こうした基準の変更も不良債権比率の上昇に影響したと考えられ

る。

<表1 - 2 不良債権比率（不良債権 / 総貸出資産）> 参照

<表2 産業別銀行融資残額> 参照

<表3 不良債権分類> 参照

2 債務問題の解決へむけて

債務問題解決への動きは、対外債務の返済交渉から当事者間で任意に始まり、その後国内債務処理も緩慢ではあるものの動き始めた。

（1）破産法の整備と限界

インドネシアでは多額の民間債務問題の解決をはからなければならないが、そのよりどころとなる破産法は、1905年に制定された蘭印法であり、実質的に機能していなかった。そこで、IMF主導で新破産法が制定され、1999年4月22日に公布、120日後の8月20日に発効となった。新破産法の制定によって企業の債務問題を迅速、公正に解決する法的な基盤が提供された。

1999年2月時点で39件の破産申し立て申請がなされ、破産宣言13件、却下7件、和議6件、和解5件、審議中8件となっている。破産宣言がなされたうちの多くは2万ドル未満の小規模案件に対するものである。一方、外国債権者の提訴する大型案件は、商事裁判所が訴えを却下したり、債権者による最高裁判所への上告が棄却されたりする例が続いたため、外国債権者に不利であると新破産法批判の声があがっている。これは、新破産法の性格が「事業再建を目的とする再建型に近い」と解釈され（注）2、債務者側の利益をより重視する傾向にあることが、外国債権者側の債権回収目的を阻害する方向に働くためであると思われる。

また、新破産法では、（1）複数の債権者が存在すること、（2）申請する債権者に対する最低一つの債務について「弁済期が到来している」こと、の二つの条件を満たしたとき、商業裁判所は債務者に対して破産宣告をすることができる、と定めている。問題となるのは、（2）を裁判所に満足するように証明することが難しいことである。破産申し立てについては、新しく設置された商事裁判所で数ヶ月の研修を受けた商事裁判官が審議にあっているが、十分な経験がないため、新破産法の適用に際して意見の隔たりが生じている。新破産法は新しい法であるため、公正な判決が下せるような裁判官の訓練と、必要な点については法改正が求められる。したがって、法による問題処理が十分に機能するには時間がかかるため、政府は対外債務処理についてはINDRA債務処理スキームを、また裁判外で任意に債務問題を解決できる場としてジャカルタ・イニシアチブを設定している（図2）。

< 図 2 民間債務処理 > 参照

(2) 対外民間債務処理と I N D R A (債務再建庁)

対外民間債務問題解決のために設立された I N D R A への登録は、現在ダナレクサ社(国営証券引受会社) 1 社に留まっている。設立された 1998 年 6 月時点から、I N D R A の有効性に対する疑問が多く提出されていた。

I N D R A が機能しない理由は、ルピアの急落で被った多額の為替差損を誰が負担するかという点で、政府・債権者・債務者の間で意見が一致していなかったところにある。I N D R A のモデルとなった F I C O R C A (1982 年メキシコ累積債務問題での民間対外債務のリスケジュールを円滑化するための仕組み) は、為替差損を政府が負担し、更に 3 年間の猶予期間と 8 年の返済繰り延べを行うという仕組みだった (注) 3。これに対してインドネシアでは、政府は補助金とみなされる為替差損保証をすることはできず、またその政府保証が債務者の返済意欲を削ぐことを危惧した。さらに対外債務を抱える企業の多くは華人系企業であったため、民間債務の処理に公的資金が流れることに対する強い警戒を政府が抱いたと思われる。一方、債務者も為替差損は不可抗力だとして、支払う意思を示さなかった。

I N D R A スキームは、交換為替レート (注) 4 にもとづいて債務者がルピア建てで I N D R A に返済を行い、I N D R A がドル建てで債権者へ支払う仕組みである。しかし、I N D R A への登録期限であった 1998 年 8 月に決定した交換為替レート 13,233 ルピアと通貨危機直前の 2,300 ルピアとの乖離が甚だしかったため利用されなかった。さらに、債権者側が 5 年の繰り延べ期間を主張するのに対して、債務者側は F I C O R C A と同じ 8 年の仕組みを強調した。このように債務者にとって設定された為替水準が魅力的でなかったことと、年 80% 近いインフレ率の高さのために、設定された金利 (インフレ率 + 5.5%) の実質金利は決して高くないことが十分に理解されなかったこと、債権者にとっては 8 年間という返済繰り延べ期間が長すぎることで、などから I N D R A は未だに実効的に機能していない。

(3) ジャカルタ・イニシアチブ

1998 年にはジャカルタ証券取引所に上場する 274 社 (1999 年 6 月現在) の % が赤字となり、うち 100 社が上場廃止の危機にある (表 4)。ジャカルタ・イニシアチブの目的のひとつは、こうした上場企業の救済の意味も含め、経営困難な状況にある企業と貸付を回収したい債権者との交渉を裁判外でまとめることである。

ジャカルタ・イニシアチブは、284 社 (1999 年 11 月現在) が登録し、その債務額は 233 億ドルと 15 兆ルピアである。そのうち 27 社が債務処理について合意に至っている。国内民間債務のうち、220 兆ルピアの債権については、凍結・清算銀行の全資産と、資本注入銀行のもつ回収不能債権 (カテゴリー 5) を価格ゼロで I B R A に移管する (図 3)。その他

の債権債務については、一部がジャカルタ・イニシアチブへ債務交渉を委ねられる。現在 14 兆ルピアの資産が登録されていることから、国内民間債務のうち I B R A の 220 兆ルピアとジャカルタ・イニシアチブの 14 兆ルピア計 234 兆ルピア（民間企業債務の約 60%）が何らかの交渉の場にはのっている。しかし、残りの 40%については、当事者間での独自の交渉に委ねられている状況で、法的拘束力のないジャカルタ・イニシアチブが債務交渉の場として十分に活用されていない可能性がある。

債務処理の具体的な例として、バクリー・アンド・ブラザーズ社が 1999 年 6 月に、ジャカルタ・イニシアチブで債務の株式化および新株発行による債務処理方法を発表した。また、アストラ・インターナショナル社は独自の債務交渉により 6 月に 10 億ドルと 1 兆ルピアの債務処理に関して、社債・ワラント債への転換という形での返済繰り延べに、国内外の債権者と合意したと発表している。

このような債務返済の動きは、対外債務が国内債務より早かった。その理由は企業規模による資金調達方法の棲み分けができていたためである。海外から資金を調達できるのは、知名度や信用度が高い各業界上位の企業に限られる。それは企業グループに属する大企業で、華人系企業である場合が多い。一方、大部分の企業は国内で借入れを行う。企業グループへの貸付けは、一企業グループにつき 10 億ドルを超え、債権団も複数の外国債権者からなるため、返済への圧力は大きい。そのため対外債務返済合意への動きの方が国内債務に先んずる形となった。債務処理の合意に至ったいくつかの案件が大型であったため、民間債務処理は順調に進んでいるように見える。しかし、債権額の大部分を占める中小規模の企業に対する債務処理への道のりはまだ遠い。

<表 4 ジャカルタ証券取引所上場企業赤字件数（1988 年）> 参照

<図 3 不良債権の I B R A への移管> 参照

第 3 節 銀行部門の再建

1 破綻銀行処理と I B R A（銀行再建庁）

銀行の抱える不良債権処理は、清算銀行の資産や資本注入をうけた銀行の回収不能債権を I B R A へ移管するという形で進行している。資本注入プログラム（注）5 はほぼ終了し、I B R A の任務は次の段階へとすすんでいる。I B R A の資産（管轄債権）は簿価 220 兆ルピア（現在 170 兆ルピア）であり、資産売却によって 1999 年度は 17 兆ルピアを歳入として計上する。そのうち 5 兆ルピアはすでに回収済みであり、その他に 18 兆ルピアの債権回収が進行中とされる。この回収に大きく寄与したのが I B R A の管轄下にある企業の株式売却（バリ銀行、ニアガ銀行、リッポ銀行、インターナショナル・インドネシア銀行 [シナルマスグループ] 自動車のアストラ・インターナショナル社、タイヤメーカーのガジャ・トゥンガル社）と、新規株式公開（セントラル・アジア銀行 [旧サリムグループ]）

世界最大のエビ養殖会社であるディパセナ社〔スカルグループ〕)である。

厳しい国家財政のなか、膨大な銀行再編費用をまかなうために来年度もI B R Aは一層の資産売却に努力しなければならない。経済の回復が始まれば、I B R Aの管理する債権に対しての元利払いが順調に入ってくるのが期待できるが、それまでの期間にいかん所有資産の価値を維持したまま売却できるかが課題となる。

現時点でのI B R Aに対する評価は分かれる。実際には資産売却がほとんどすすんでいないという批判と、非常に難しい状況下で非協力的な債務者のリストを公表したり、法的処理も辞さない態度で問題解決にあたりたりして債権回収の筋道をつけたと評価し、今後の見通しについても楽観的なものである。どちらも事実にもとづいた評価である。I B R Aは1999年政令17号で、担保を供しない株主個人の保証による借入に対して、保証株主の個人資産に遡って債務返済を執行できる権限を付与されている。こうした強い権限のもと、以前には追及できなかったスハルト政権時代からの重債務企業の追及も可能となった。その一方で、資産売却分はまだ10%程度にすぎないこともまた事実である。

2 銀行再編の現状

銀行再編については、1999年8月に英スタンダード・チャータード銀行によるバリ銀行の買収が固まった直後、バリ銀行の不正疑惑（注）6が発覚したため一旦決定した買収計画が頓挫し、銀行再編の動きは大統領選に向けて、小休止の状態となった。

240もの銀行が存在したインドネシアの金融部門再編は、上述のように1997年11月の16行閉鎖に始まり、翌1998年1月には、経営不振銀行への中央銀行による流動性支援が実施された（表5）。その資金は140兆ルピアの中央銀行証書（S B I : Sertifikat Bank Indonesia）の発行によって賄われた。また、1998年1月I B R Aが設立され、4月には7銀行、続いて8月に4銀行の資産がI B R Aへ移管され、同時に3銀行が清算された。更に1999年3月38銀行が閉鎖された。1999年3月時点での銀行数は170行と3割近い銀行が整理・統合された。銀行数は最終的には50行程度に削減する方向にある。

表6は1997年の上位銀行を総資産順に並べたものである（注）7。インドネシアの銀行部門は、通貨危機以前から240行のうち、優良銀行は上位の10~20行程度とされていた。この表からも、現時点で主だった銀行のうち、カテゴリーA（注）8以外の銀行に関しては、民営化や資本注入、もしくは閉鎖という形で何らかの再建策が施されていることがわかる。カテゴリーAの銀行は再建策の不要な優良行というよりも、パニン銀行など数行を除いて再建の対象とならない零細規模の銀行が多い。むしろ銀行再建の主な対象はカテゴリーBの銀行である。表からもわかるように再建策は商業銀行部門の大部分をしめる主要な銀行に及び、多くの銀行が国有化されたり資本注入を受けたり清算されるなどして、インドネシアの金融地図は大きく塗り変わったことになる。

<表5 銀行部門再編> 参照

<表6 銀行リスト(資産順)>参照

3 銀行再建のコスト

インドネシアの銀行問題解決にかかる費用について、政府は570兆ルピア程度と発表している。これは、インドネシアの1998年GDPの60%に値するものである。その財源は国債の発行という手段で確保される。1999年5月28日に政府は、資本注入に向けて103.83兆ルピア、中央銀行の保証プログラム向けに53.78兆ルピアの合計157.61兆ルピアの国債を発行した(注)9。資本注入のための103.83兆ルピアにのぼる国債は表7にあるように、変動金利、固定金利の二種類からなる。自己資本比率がマイナスの銀行に交付された変動利付国債は、SBIの3カ月金利の変動金利で、期間は3年から10年の16種類となる。自己資本比率がゼロから4%の銀行に対して、期間5年で12%、10年は14%の固定金利の債券が交付された。国債の利払いには年間約14兆ルピアの利払いが必要となる。

インドネシアの不良債権はGDPに対して43%であるのに、銀行部門再建費用はGDPの60%に昇る。これは、インドネシアの多くの銀行がマイナスの自己資本比率と多額の不良債権という問題とを同時に抱えているためである。上記の103.83兆ルピアの国債発行による財政負担は、自己資本比率が4%未満の銀行を4%まで引き上げるためのものである。国家予算の半分近い額を銀行部門に投入して達成されるのは自己資本比率4%であり、BIS基準の8%に達成するためには、さらに資金が必要となる可能性もある。

銀行部門再建の大きな鍵となるのが、国営銀行4行の合併受け皿銀行として8月に設立されたマンディリ銀行の経営健全化である。この国内最大の銀行資産のうち約60%の75兆ルピアがIBRAへ移管される予定であるが、マンディリ銀行再建のための費用は、当初予定された137.8兆ルピアから160兆ルピアへと修正された。このことから、銀行再建のための費用は、状況によってはまだ増える可能性もある。

銀行が抱える不良債権のうち220兆ルピアは、IBRAへ移管され公的管理下に入る。資本注入を受け、回収不可能な債権をバランスシートから外した銀行は、身軽になったが、残りのカテゴリー4の債権には50%の引当金を積まなければならない(表3)。問題は、残った債権が劣化せずに、元利払いを再開できるかどうか、また劣化に備えて十分な引当金を積むことができるかどうかである。仮に現在カテゴリー4に分類される債権がカテゴリー5へと悪化した場合に、IBRAへ移管するのであれば、現時点で予定される220兆ルピアのIBRAの管轄債権はさらに増加し、将来的な公的負担も増加する可能性がある。このように民間銀行が抱える不良債権問題は、経済回復が始まるまで公的な問題へと転化し続けることになりかねない。

さらに、民間銀行の再編資金として国債を発行したことの当否も問われている。民間部門の債務が政府の債務へとすり替わり、政府が国債の利払いという新たな負担を強いられたという批判である。なかには新破産法が施行された現在、返済のできない企業は破産に付すべきであるという声もあがる。今回銀行に交付された国債は一年後に市場で売却でき

るが、国債市場のインフラが整っておらず、ベンチマークとなるような国債市場の創設につながるかどうか疑問視されている。また、国債に対する信用を十分に与えることができれば、利率の引き上げが必要となり、更に財政負担を増加させる要因となる。

<表7 国債発行(1999/5/28)>参照

第4節 インドネシア経済の課題

インドネシアの政治的な不安定さは、インドネシアに対する信用を低下させ、ルピアの下落を加速させた。さらに多額の対外債務、高い不良債権比率によってインドネシアに対する国際評価は一挙に低下した。新政権に期待されることは、インドネシアに対する信用の回復である。外国からの投資を促すためにインドネシアの政治・経済の不安定性を払拭する必要がある。

インドネシア経済の回復には、銀行部門の健全化と同時に実体経済の活性化が促されなければならない。L/Cが開設できないことで、多くの企業の生産活動に影響が出たことに対応するため、政府は1999年9月1日にインドネシア輸出銀行(BEI)を設立した。BEIの資産は3兆ルピアの政府出資と国際協力銀行(旧日本輸出入銀行)からの10億ドルのソフトローンの合計10兆ルピアである。しかし、BEIは開設から約2カ月たった現在、繊維・家具部門の3件(500万ドル=1,750億ルピア)の信用保証を行ったのみである。また日本輸出入銀行は、1998年に二国間援助として10億ドルのL/C開設保証を行ったが、その利用は15%程度に留まっている。輸出産業が多いリアウやカリマンタンなど資源の豊富な地域には支店網が少ないため、BEIは現在地場商業銀行に委託して融資を行っている。2000年には輸出業者に向けた中長期資金を提供できるように、また輸出=輸入銀行への転換を図りたいとしている。

貿易金融のファイナンスが困難になるなど、企業の経営環境が悪化し銀行部門が再編される過程で、商業銀行の民間企業への貸し出し残高は減少しつづけ、いまだに貸し出し再開の兆しは見えない。こうした信用収縮の解消に向けて、政府は中小企業向けのプログラム融資を実施している。1998年10月に農業、漁業等に向け108兆ルピアの低利の融資プログラム(注)10を実施した。

経済回復の最大の課題である銀行部門の健全化には、ネガティブ・スプレッドを解消して、個別の銀行の収益性を高める必要がある。したがって、預金金利を低下させるための銀行への信用回復が先決となる。さらに、銀行監督を強化し銀行システム全体の健全化を図ることが重要である。

また、上述のようにこれまで十分ではなかった中央銀行による銀行監督機能については、新中央銀行法の施行により2002年に新設の金融監督庁へ移管することが定められた。これは、1999年5月に新中央銀行法が施行され、今まで中央銀行が担ってきた為替政策、通貨

供給安定のための金融政策、金融機関の監督、信用供与政策の機能のうち、今後中央銀行の機能はルピアの安定と金融政策に特化されることになったためである。信用供与政策については農業、住宅、中小企業向けなどの目的別に個別の担当機関へ移管することになった。

インドネシア経済の大きな課題の一つは、政府が民間債務と同規模の債務を対外的に負っていることである。インドネシアは、外国からの援助なしでは国としての運営が成り立たない状態になっている。1998年度には、C G I（インドネシア援助国会議）から78.9億ドルの援助を引き出し、1999年度も58.6億ドルの供与を受ける。1998年度の二国間援助は23億ドルであるが、日本からの供与額は他国に比べてぬきんで多く全体の65%（15億ドル）を占める。表8は日本の投融資実績である。1998年度インドネシアに対する投融資残高は1兆9,283億ドルにのぼり、全体の19.7%に達する。インドネシアは日本からの投融資の最大の受け入れ国であることがわかる。

こうした海外からの援助・投融資を含めた対外債務の比率はGDPの1.5倍にまでなる。元利金の対外支払いの政府支出に占める割合は、21～25%と高く恒常化している。政府の対外借入に対する元利払いと援助資金がほぼ同額で、外国からの援助がそのまま支払いに使われている状態である。こうした状態を改善するため、政府は輸出の増大に結びつく政策の策定や資金の不正流用などの防止によって、歳出の見直しを行い財政の健全化に努める必要がある。また国際援助を前提とした国の経営がある限り、国際社会の厳しい評価の対象になるため、透明性を高める必要がある。

<表8 地域別・国別投融資実績> 参照

おわりに

通貨危機で最もダメージを受けた部門のひとつが銀行部門である。多額の不良債権とマイナスの自己資本比率などインドネシア銀行部門の問題は深い。その原因に脆弱な銀行システムの存在が指摘されている。1983年以降、金融自由化を通じて拡大しつづけた金融部門は経営・審査能力が不十分で、会計や監査の規律が軽視されていた。さらに企業グループ内貸出しの多さや、特定の顧客への融資の集中がみられるなど貸出し規則が形骸化し、中央銀行による監督の問題など銀行システムの不備が指摘されている。またスハルト時代における政治権力者・企業家・銀行経営者の癒着や、ファミリー・ビジネスへの無審査・無担保での安易な融資の恒常化が不良債権を増やす温床となり、銀行システムの効率性を奪っていた。

このようにインドネシアの金融部門が脆弱とされる問題点は確かに多く、こうした問題を解消していく必要性はいうまでもない。しかし、今回の通貨危機によってマクロ経済が急激に悪化する中での銀行部門の問題の深刻化と、金融部門の脆弱性という構造的な問題を直接結び付けて因果関係を議論することには注意が必要である。なぜなら、先にも述べ

たように、インドネシアの実物部門に占める国内金融の割合は決して高いとは言えない。したがって政治の安定をうけてIMFなどの開発援助が再開し、タイや韓国に遅れてインドネシアにも資金が流入し始めると、金融部門の回復を待たずに実物経済は動き始め、マクロ経済は回復する可能性がある。経済の回復に伴い滞っていた元利金の支払いなどの資金が動き始めると、不良債権問題は一挙に解決する可能性もある。そうした場合、銀行部門の脆弱性も解決したかのように錯覚し、経済回復の陰で構造的な問題の解決にとりくむ機会を逸する可能性がある。こうした脆弱性の問題を解決しないまま経済の回復が行われても、同じ過ちを近い将来起こすことになる。したがって、銀行の審査能力の向上や金融監督機能の充実、さらに企業側における透明な会計制度や企業統治システムの整備など構造的な問題については長期的な視点にたち、健全な金融システムの構築を図る必要がある。

(武田美紀)

(注)

- 1 1998年の株式時価総額は、175兆ルピアでGDP比は18.6%に低下している。
- 2 作本直行「インドネシアの新破産法とその制定にみる問題」、『アジア研ワールド・トレンド』第50号、1999年10月号。
- 3 政府による為替差損の保証が財政を圧迫したため、メキシコ政府はFICORCAを再リカしなければならなかった。
- 4 交換為替レートは下限の\$1=Rp13,233と1999年6月末までの20日移動平均のレートのうち、レートの有利な方を選択できると発表された。
- 5 事業再建計画を提出した銀行の中から再建可能と判断される銀行に対して、政府が必要な資本の80%を支援し、残り20%は銀行自身で手当てをする。
- 6 資本注入プログラムの対象であるバリ銀行の所有していた閉鎖された銀行3行に対するインターバンク債権の回収を債権回収額の6割近い手数料を払ってEGP社に委託した。このEGP社の社長がゴルカル党の幹部であったことから、手数料が政治資金となった疑惑もたれた。
- 7 Asiaweek社のまとめたアジアの銀行上位500銀行にランキングされていたもの。
- 8 カテゴリーA(自己資本4%以上)、カテゴリーB(同-25%~4%)、カテゴリーC(-25%以下)。
- 9 資本注入は銀行が発行する優先株と国債の交換となる。また10月13日にマンディリ銀行への資本注入のための103兆ルピアの国債が発行された。
- 10 通常の商業銀行融資の利率が40%なのにくらべ6~16%と低利であった。

表 1-1 自己資本比率（自己資本／総資産）

(%)

	1997年3月	1998年3月	1999年2月
商業銀行全体	12.2	4.3	-24.6
国営銀行	13.9	2.4	-38.4
民間銀行（外為）	10.3	5.3	-18.8
民間銀行（非外為）	9.7	15.9	10.4
地方開発銀行	14.7	9.2	13.5
合併銀行	18.0	4.8	-7.7
外資銀行	13.8	12.8	12.9

（出所）インドネシア銀行、Report for the Financial Year 1998/1999。

表1-2 不良債権比率（不良債権／総貸出資産）

(%)

	1997年3月	1998年3月	1999年2月
商業銀行全体	9.3	19.8	58.7
国営銀行	14.2	24.2	47.5
民間銀行（外為）	4.4	12.8	76.9
民間銀行（非外為）	16.5	19.9	38.9
地方開発銀行	13.9	15.8	17.0
合併銀行	7.7	25.3	64.6
外資銀行	2.7	24.4	49.9

(出所) インドネシア銀行、Report for the Financial Year 1998/1999。

表2 産業別銀行融資残高

(単位：10億ルピア、%)

	1993	構成比	1994	構成比	1995	構成比	1996	構成比	1997	構成比	1998	構成比
農業	12,057	8.0	13,860	7.3	15,525	6.6	17,630	6.0	26,002	6.9	39,308	8.1
鉱業	777	0.5	799	0.4	913	0.4	1,693	0.6	5,316	1.4	5,909	1.2
製造業	51,432	34.2	60,211	31.9	72,088	30.7	78,850	26.9	111,679	29.5	171,668	35.2
貿易	37,794	25.2	44,372	23.5	54,224	23.1	70,586	24.1	82,264	21.8	96,364	19.8
サービス業	35,825	23.8	50,806	26.9	66,584	28.4	91,655	31.3	113,569	30.0	139,124	28.5
その他	12,387	8.2	18,832	10.0	25,277	10.8	32,507	11.1	39,304	10.4	35,053	7.2
合計	150,271	100.0	188,880	100.0	234,611	100.0	292,921	100.0	378,134	100.0	487,426	100.0

(出所) インドネシア銀行、Indonesian Financial Statistics各号。

表3 不良債権分類

分類基準			引当率
カテゴリー1	正常債権		
カテゴリー2	スペシャル・メンション	1日以上90日以内の延滞	1%
カテゴリー3	サブ・スタンダード	90日超	5%
カテゴリー4	ダウトフル	180日超	50%
カテゴリー5	ロス	270日超	100%

(出所) Kompas等各種資料に基づく。

表4 ジャカルタ証券取引所上場企業赤字件数（1998年）

	総件数	うち赤字件数	%
農業・林業・漁業	5	1	20.0
畜産業	7	7	100.0
鉱業	6	2	33.3
建設業	2	1	50.0
製造業	146	92	63.0
運輸	7	4	57.1
通信	2	0	0.0
流通	9	5	55.6
金融・不動産	79	58	73.4
ホテル・サービス業	6	4	66.7
その他	5	3	60.0
合計	274	177	64.6

(出所) Indonesia Capital Market Directory 1999.

表5 銀行部門再編

1997年11月1日	・16銀行清算
1998年1月26日	・取り付けに対する預金保護スキーム導入
	・IBRA設立
1998年2月24日	・54行をIBRAの管理下へ移管
1998年4月4日	・中小銀行7行営業停止
1998年4月4日	・別の7行の営業権剥奪、IBRAの管理下へ移管
1998年5月28日	・セントラル・アジア銀行をIBRAの管理下へ移管
1998年8月21日	・3銀行清算、4行を国有化
1998年9月29日	・中銀流動性資金の返済期限を設定
	・資本注入プログラム導入（政府80%、銀行20%）
1998年10月1日	・中銀流動性資金の返済期限1999年9月に延長
1998年10月2日	・4国営銀行をマンディリ銀行に統合
1998年11月10日	・中銀流動性資金の返済期限2002年末まで延長
1998年11月13日	・資本注入プログラム1998年末で完了予定と発表
1998年11月19日	・自己資本比率4%以下の銀行（1998年末）清算計画を発表
1998年11月26日	・資本注入プログラム完了1999年1月まで延期
1998年12月2日	・上場銀行の資本注入プログラム完了1999年3月まで延期
1998年12月9日	・自己資本比率による銀行分類を発表
1999年1月30日	・資本注入銀行12銀行決定
1999年2月1日	・資本注入プログラム完了1999年6月まで延期
1999年2月4日	・国営銀行の資本注入プログラム完了1999年6月まで延期
1999年3月13日	・9銀行の資本注入プログラムへの参加許可
	・7銀行の国有化
	・38銀行閉鎖
1999年4月22日	・スタンダード・チャータード銀行によるバリ銀行への出資計画
	・ニアガ銀行を国有化（自己資本20%調達できず）
1999年5月28日	・23銀行の資本注入のため103兆ルピアの国債発行
1999年6月1日	・IBRA国営銀行大口債務者200件発表
	・IBRA国営銀行大口債務者追加公表
1999年7月6日	・国有化銀行再編。12銀行を3銀行へ
1999年7月26日	・スタンダード・チャータード銀行のバリ銀行への出資決定
1999年8月4日	・バリ銀行事件発覚

（出所）筆者作成

表6 銀行リスト (資産順)

1997 順位		FY1997総資産 (100万ドル)*	FY1996総資産 (100万ルピア)**	備考	整理統合後
1	Bank Negara Indonesia (BNI)	12,296	34,882,473	国営銀行	
2	Bank Central Asia (BCA)	11,475		Salim	国有化98/8
3	Bank Rakyat Indonesia (BRI)	8,809		国営銀行	
4	Bank Dagang Negara (BDN)	8,748		国営銀行	マンディリ 銀行へ統合
5	Bank Bumi Daya (BBD)	7,322		国営銀行	マンディリ 銀行へ統合
6	Bank Danamon	6,084	22,020,139	Danamon	国有化98/8
7	Bank Ekspor Impor Indonesia	5,549		国営銀行	マンディリ 銀行へ統合
8	Bank International Indonesia (BII)	5,311	17,707,033	Sinar Mas	資本注入
9	Bank Dagang Nasional Indonesia (BDNI)	4,299	16,651,468	Gajah Tunggal	営業停止
10	BAPINDO	3,603		国営銀行	マンディリ 銀行へ統合
11	Bank Tambungan Negara	3,304		国営銀行	
12	Lippo Bank	2,787	10,182,424	Lippo	資本注入
13	Bank Bali	2,708	7,999,688	Bank Bali	国有化99/4
14	Bank Niaga	2,358	7,872,147	Tirta Mas	国有化99/4
15	Pan Indonesia Bank	1,697	5,374,596	Panin	
16	Bank Duta	1,479	5,278,292	スハルト主宰 財団	国有化99/3
17	Bank Umum Nasional (BUN)	1,364	7,147,941	Ongko/ Bob Hasan	営業停止
18	Bank Yakin Makmur (YAMA)	1,333			清算99/3
19	Bank Universal	1,235	3,465,837	Astra	資本注入
20	Bank Indonesia Raya (BIRA)	1,120	2,846,838	Bira	清算99/3
21	Bank Bukopin	1,104			資本注入
22	Bank Harapan Satosa	811		Harapan	清算97/11
23	Bank Buana Indonesia	663		Astra	
24	Tamara Bank	656	2,892,781	Tamara	国有化99/3
25	Bank Tiara Asia	589	2,169,456	Ometraco	国有化98/8
26	Bank Private Development Finance Company of Indonesia (Bank PDFCI)	570	2,066,795	中銀/ Panin/外銀	国有化98/8
26	Modern Bank	511	2,413,313	Modern	営業停止
27	Bank Utama	499			
28	Sejahtera Bank Umun	492		Tirta Mas	清算97/11

は上場銀行

29	Bank Umum Servita	457	1,372,684		清算99/3
30	Bank Papan Sejahtera	434	1,358,651		清算99/3
31	Unibank	420			
32	Bank Aspac	388		Aspac	清算99/3
33	Bank Dharmala	379		Dharmala	清算99/3
34	Bank Jawa Tengah	374		地方開発銀行	
35	Bank NISP	366	1,198,930		
36	Bank Putra Surya Perkasa	365		PSP	清算99/3
37	Bank Nusa Nasional	353		Bakrie	国有化99/3
38	Bank Risjad Salim International	340		Risjadson	国有化99/3
39	Bank Arta Pratama	330			
40	Bank Mashill Utama	328	1,641,555	Lakop	清算99/3
—	Bank Surya		1,476,843	Subentra	凍結98/4
—	First Indonesian Finance and Investment Corporation Bank (Ficorinvest Bank)			中銀/外銀	清算99/3
—	Bank Rama		1,264,176		国有化99/3
—	Inter-Pacific Financial Corporation Bank (Inter-Pacific Bank)		1,020,983	BRI/外銀	
—	Indonesian Investment International Bank (Indoinvest Bank)		915,997	BDN/外銀	
—	Bank Century Invest Corporation		554,047		
—	Bank Pikko		322,189		
—	Bank Pos				国有化99/3
—	Bank Jaya International			Jaya	国有化99/3

(注) * Asia Weekより。

** Indonesian Capital Market Directoryより。

(出所) Asia Week, Indonesian Capital Market Directory1997等より筆者作成。

表7 国債発行(1999/5/28)

目的	10億ルピア		金利	利払い	償還期間	適用銀行	備考
資本注入	95,149	変動金利	SBI 3ヵ月	3ヵ月毎 /年4回	3~10年	CAR (0%未満)	16シリーズ
103,831	8,682	固定金利	12%	6ヵ月毎 /年2回	5年	CAR (0~4%)	
			14%	6ヵ月毎 /年2回	10年	CAR (0~4%)	
保証 プログラム	53,779	インデッ クス	3%	6ヵ月毎 /年2回	20年	中銀保証 プログラム	定期的に元 本をインフ レ率に調整
53,779							
合計	157,610						

(出所) 中央銀行資料より筆者作成。

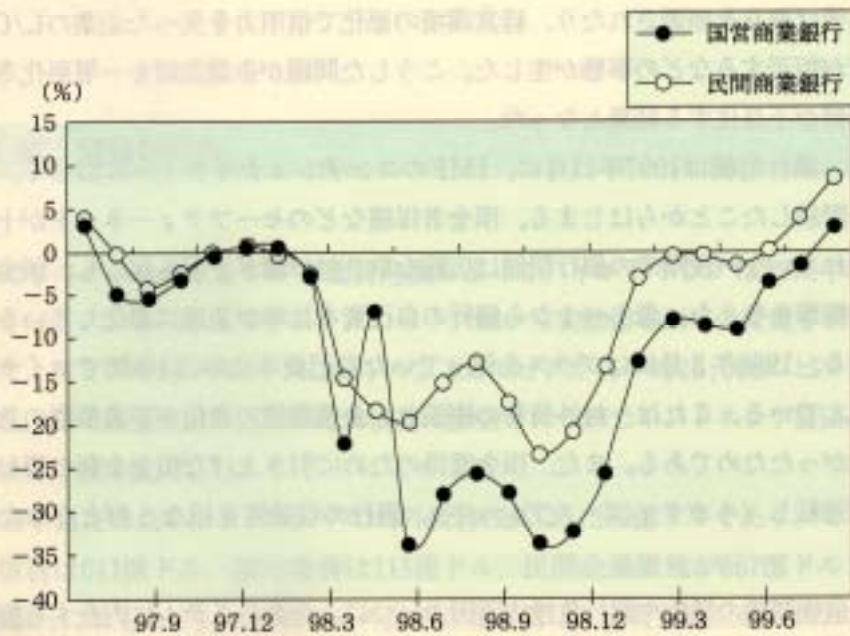
表8 地域別・国別投融資実績

金額：百万円、構成比：%

地 域	地域・国名	1998年度実行額		1998年度回収額		1998年度残高	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
アジア	バングラデシュ	8,806	1.0	16,320	5.5	337,208	3.4
	中国	139,412	15.4	36,497	12.3	1,381,389	14.1
	インド	91,021	10.1	24,128	8.1	912,821	9.3
	インドネシア	270,584	30.0	52,658	17.8	1,928,320	19.7
	カザフスタン	6,159	0.7	-	-	15,057	0.2
	韓国	-	-	15,376	5.2	176,085	1.8
	マレーシア	19,847	2.2	8,654	2.9	206,638	2.1
	ミャンマー	975	0.1	4,000	1.3	272,510	2.8
	パキスタン	29,360	3.3	2,647	0.9	420,319	4.3
	フィリピン	70,757	7.8	41,144	13.9	862,793	8.8
	スリランカ	18,121	2.0	7,847	2.6	229,298	2.3
	ベトナム	29,883	3.3	1,114	0.4	117	1.2
その他	124,576	13.7	30,744	10.4	990,960	9.0	
	小 計	809,501	89.6	241,129	81.3	7,733,515	79.0
中近東	小 計	20,167	2.2	15,727	5.3	518,711	5.3
アフリカ	小 計	28,434	3.1	16,464	5.6	946,777	9.7
中南米	小 計	40,229	4.5	20,920	7.1	528,639	5.4
オセアニア	小 計	3,205	0.4	1,020	0.3	40,685	0.4
ヨーロッパ	小 計	1,541	0.2	1,156	0.4	25,769	0.3
	合 計	903,077	100.0	295,417	100.0	9,794,096	100.0

(出所) OECF・ホームページ「業務統計：地域別・国別投融資実績」より筆者作成。

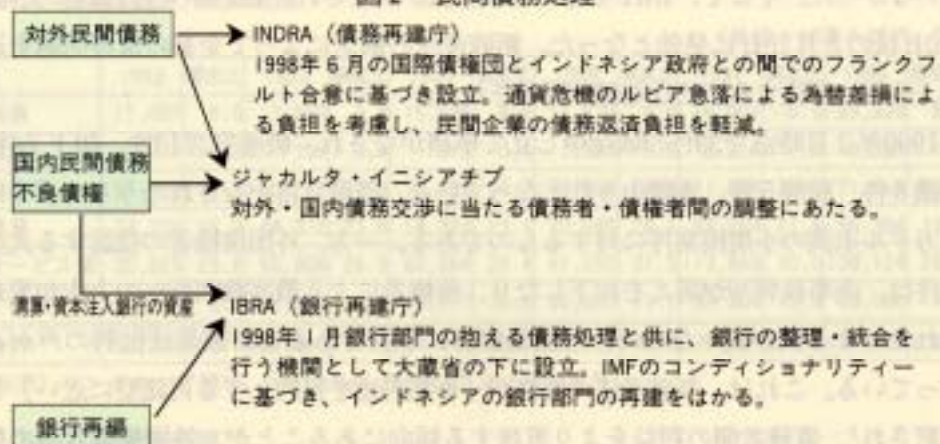
図1 ネガティブ・スプレッドの推移



(注) ネガティブ・スプレッド=運転資金貸出金利-1ヵ月もの預金金利

(出所) インドネシア銀行、Indonesian Financial Statistics各号。

図2 民間債務処理



(出所) 筆者作成。

図3 不良債権のIBRAへの移管

